

令和6年度 第1回砺波地域障害者自立支援協議会

協議事項資料

目 次

1	協議会設置要綱改正 新旧対照表	1 頁
	【参考】令和6年4月1日施行 障害者総合支援法改正	2 頁
2	協議会設置要綱（改正後）	3 頁
3	第7期市町村障害福祉計画及び第3期市町村障害児福祉計画の推進に向けた部会等での取り組みについて	7 頁
4	砺波地域障害者自立支援協議会運営ガイドライン案	14 頁
5	地域生活支援拠点等の運用状況の検証について	
	(1) 砺波圏域の地域生活支援拠点等の機能及び運営状況に関する評価について	41 頁
	(2) 砺波圏域地域生活支援拠点等登録事業所リスト	48 頁

砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設 置)</p> <p>第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下、「<u>砺波地域</u>」という。）の障害児者及びその家族（以下「<u>障害者等</u>」という。）への<u>適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、砺波地域における良好な支援体制の整備を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「<u>協議会</u>」という。）を設置する。</u></p> <p>第2条～第8条 略</p> <p><u>(協力依頼)</u></p> <p>第9条 <u>協議会は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料または情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。</u></p> <p><u>(報 告)</u></p> <p>第10条 <u>協議会は、把握した砺波地域の課題及び協議した対策案等を砺波地域の市長に報告するものとする。</u></p> <p>第11条～第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年5月31日から施行する。</p>	<p>(設 置)</p> <p>第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下、「<u>砺波地域</u>」という。）の障害児者及びその家族（以下「<u>障害者等</u>」という。）の_____支援に関する_____課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、砺波地域における良好な支援体制の整備を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「<u>協議会</u>」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第8条 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第9条～第12条 略</p>

改正後	改正前
<p>(協議会)</p> <p>第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。</p> <p>2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。</p> <p>3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。</p> <p>5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p>	<p>(協議会の設置)</p> <p>第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。</p> <p>2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱

(設 置)

第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下、「砺波地域」という。）の障害児者及びその家族（以下「障害者等」という。）への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、砺波地域における良好な支援体制の整備を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者等の支援体制における地域課題の把握及び解決策の検討に関すること。
- (2) 障害者等の支援における困難事例への対応に関すること。
- (3) 関係機関の連絡調整及び連携等のネットワークの構築に関すること。
- (4) 関係機関や支援者の研修の企画及び運営に関すること。
- (5) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (6) 障害者の権利擁護に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (8) 砺波地域生活支援拠点等整備事業の運用状況の検証及び検討に関すること。
- (9) その他砺波地域及び協議会が必要と認めた事項に関すること。

(委 員)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから関係市の協議により選任する。

- (1) 障害福祉に関する相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障害者関係団体
- (7) 学識経験者
- (8) 民生委員児童委員
- (9) 福祉関係団体
- (10) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を副会長にて代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後最初の協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会の円滑な運営のため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地域課題とその対応に関すること。
 - (2) 専門部会等の調整に関すること。
 - (3) 福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の協議に関すること。
 - (4) 協議会全体の活動を評価し、そのあり方を検討し、運営体制の改善を調整すること。
- 3 運営会議は、関係市担当課長及び職員、管轄厚生センター担当課長、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター、第8条に規定する専門部会等の部会長等及び庶務を担当する委託相談支援事業者で組織する。

(専門部会等)

第8条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会等は、会長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 専門部会等に部会長などの部会等を代表する者（以下「部会長等」という。）を置き、当該専門部会等に属する部会員等の互選によってこれを定める。
- 4 専門部会等は、部会長等が招集し、その議長となる。
- 5 専門部会等は、関係機関等の出席を求め必要に応じて意見を聞くことができる。

(協力依頼)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料または情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(報 告)

第10条 協議会は、把握した砺波地域の課題及び協議した対策案等を砺波地域の市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員及び協議会に出席した者は、正当な理由なく、協議会へ参画したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに基幹相談支援センターにおいて処理する。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に就任する委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成28年12月22日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月30日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日)

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月9日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

令和 6 年 5 月

第 7 期市町村障害福祉計画及び第 3 期市町村障害児福祉計画の推進に向けた
部会等での取り組みについて

砺波市社会福祉課
小矢部市社会福祉課
南砺市福祉課

砺波市、小矢部市、南砺市では、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、国の基本指針に即して、令和 6 年 3 月にそれぞれの市において、令和 6 年度から 8 年度までを計画年とする第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画を策定し、障害福祉サービスの目標値を定めました。

本計画を推進するにあたり、砺波福祉圏域として次の課題を挙げました。

つきましては、砺波地域障害者自立支援協議会の部会等においても、本計画の推進に向けて取り組んでいきます。

1 計画推進に向けた砺波福祉圏域の課題

	検討する部会等（案）
1 強度行動障がいの支援ニーズの確保と支援体制整備	相談支援事業所連絡会
2 個別事例検討を通じた取組の体制確保	・障害児部会 ・就労支援部会 ・地域生活支援部会
3 相談支援専門員の増員を図るための検討	相談支援事業所連絡会
4 ペアレントトレーニング等支援体制づくり	障害児部会
5 意思決定支援の普及	基幹相談支援センター

2 各課題に対する取り組み（案）

1 強度行動障がいの支援ニーズの確保と支援体制整備

成果目標	取り組み案
○地域生活支援の充実 ・強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。	①支援ニーズの把握（障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行う。） ②把握した支援ニーズの整理 ③支援体制の検討

●障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、基本的指針とする）

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

強度行動障害を有する障害者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながない在宅の者を把握することが重要である。

高次脳機能障害を有する障害者については、障害支援区分認定調査等に加え、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。

難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要である。

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

三 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和八年度末

までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和八年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

2 個別事例検討を通じた取組の体制確保

成果目標	取り組み案
○相談支援体制の充実・強化等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善	①部会等での事例検討回数の集計 ②協議会で把握した地域課題とその解決案（2つ程度）を報告書にまとめて3市長に提出

●基本的指針

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

4 協議会の活性化

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、都道府県又は市町村が障害福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である。令和四年障害者総合支援法等改正法により、協議会における個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備の取組を着実に進めていくため、令和六年四月から、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなった。

上記を踏まえ、協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽

出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要である。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望ましい。また、協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画することも重要である。さらに、障害者等が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）との連携に努めることが求められる。また、都道府県と市町村が設置する協議会が相互に連携し、都道府県内の各地域の取組を共有することや、課題によっては広域で支援体制を確保すること等も必要である。さらに、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきたことを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、高次脳機能障害支援拠点、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。また、これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあっては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。

さらに、都道府県及び指定都市は、地域における発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う発達障害者支援地域協議会（発達障害者支援法第十九条の二に規定する発達障害者支援地域協議会をいう。）を設置し、活用することも重要である。

なお、複数の分野にまたがる議題について検討する場合等、関係する複数の協議会を合同で開催すること等により、効果的な運営の確保を図ることも重要である。

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

六 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和八年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

3 相談支援専門員の増員を図るための検討	
成果目標	取り組み案
<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実・強化等 ○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援事業所運営主体における相談支援専門員の増員に関する課題をアンケート調査 ②上記の課題解決に対する行政の支援をアンケート調査 ③現場の相談支援専門員に相談支援専門員の定着に関する課題をアンケート調査

●基本的指針

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。また、都道府県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和八年度末までに、別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

4 パARENTトレーニング等支援体制づくり

活動指標	取り組み案
○発達障害者等に対する支援 ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポートの活動への参加人数	① 3市の取組状況調査 ② 先進事例の調査 ③ 実施方法及び実施主体の整理

● 基本的指針

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

3 発達障害者等に対する支援

(二) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

5 意思決定支援の普及

成果目標	取り組み案
○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	① 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの普及啓発 ② 意思決定支援に関する研修の実施

● 基本的指針

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者

総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。また、都道府県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和八年度末までに、別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

砺波地域障害者自立支援協議会運営ガイドライン (案)

令和6年4月

砺波市社会福祉課・小矢部市社会福祉課・南砺市福祉課

目次

はじめに	1 頁
協議会の各会議とその役割など	2 頁
1 本会議	2 頁
2 運営会議	6 頁
3 専門部会等	8 頁
① 障害児部会	8 頁
② 就労支援部会	9 頁
③ 地域生活支援部会	10 頁
④ 相談支援事業所連絡会	10 頁
⑤ サービス事業所連絡会	11 頁
⑥ 当事者委員会	11 頁
⑦ 権利擁護・虐待防止委員会	11 頁
⑧ 障害者差別解消支援委員会	12 頁
4 ネットワーク体制	16 頁
砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱	17 頁
砺波地域障害者自立支援協議会専門部会等設置要綱	20 頁
部会・委員会・連絡会開催報告書	23 頁
令和 年度 活動実績報告書	24 頁
令和 年度 活動計画報告書	25 頁

はじめに

砺波市、小矢部市及び南砺市（以下、「砺波地域」という。）は、障害児者及びその家族（以下「障害者等」という。）の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、砺波地域における良好な支援体制の整備を行いますため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を平成19年10月に設置しています。

協議会は、障害のある方が地域で安心して生活するために、「人と人をつなぎ、地域の課題を地域で共有し、解決に向け地域で協働する場」です。障害福祉に関わる者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民などのあらゆる方が、地域づくりのために協議し取り組みます。

このガイドラインは、協議会の機能や運営の方法など、共通で認識しておくべき内容について整理するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（協議会）

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

協議会の各会議とその役割など

1 本会議

(1) 協議内容

本会議は、地域の課題について、関係者が情報共有及び協議する場です。

協議会の所掌事項に関する計画、実績、方向性について協議・確認します。運営会議や専門部会等で協議された事項や提案等について、協議会全体として意思確認を行います。そして、具体的に地域として取り組んだり、市へ提案したりします。

(2) 所掌事項…砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第2条に規定する事項を所掌し、砺波地域の市長へ地域課題等を報告します。

- ① 障害者等の支援体制における地域課題の把握及び解決策の検討に関すること。
- ② 障害者等の支援における困難事例への対応に関すること。
- ③ 関係機関の連絡調整及び連携等のネットワークの構築に関すること。
- ④ 関係機関や支援者の研修の企画及び運営に関すること。
- ⑤ 委託相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- ⑥ 障害者の権利擁護に関すること。
- ⑦ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- ⑧ 砺波圏域の地域生活支援拠点等整備事業の運用状況の検証及び検討に関すること。
- ⑨ その他砺波地域及び協議会が必要と認めた事項に関すること。

(3) 委員…設置要綱第3条に規定する関係機関等の代表者レベルが中心となり、25人以内で組織します。任期は、設置要綱第4条に2年と規定しています。

- ① 障害福祉に関する相談支援事業者
- ② 障害福祉サービス事業者
- ③ 保健・医療関係者
- ④ 教育・雇用関係機関に所属する者
- ⑤ 企業関係者
- ⑥ 障害者関係団体
- ⑦ 学識経験者
- ⑧ 民生委員児童委員
- ⑨ 福祉関係団体
- ⑩ その他、会長が必要と認める者

(4) 委員例（令和6年度の例、任期R5.4.1～R7.3.31）

職 種	所 属	役 職	確 認
学識経験者	富山福祉短期大学	教 授	事務局担当市
企業関係者	(株) ヨシケイライフスタイル	常務取締役	砺波市

	小矢部市商工会	事務局長	小矢部市
	南砺市商工会	福光事務所長	南砺市
保健・医療関係	富山県砺波厚生センター	所 長	事務局担当市
	市立砺波総合病院	地域医療看護科長	砺波市
	(独) 国立病院機構北陸病院	第1 神経科医長	南砺市
教育・雇用関係	富山県立となみ総合支援学校	校 長	砺波市
	ハローワーク砺波	所 長	砺波市
福祉関係団体	(福) 砺波市社会福祉協議会	会 長	砺波市
	(福) 小矢部市社会福祉協議会	会 長	小矢部市
	(福) 南砺市社会福祉協議会	会 長	南砺市
民生委員児童委員	砺波市民生委員児童委員協議会	会 長	砺波市
障害者関係団体	小矢部市身体障害者協会	名誉会長	小矢部市
	手をつなぐ育成会となみ地域連合会	会 長	事務局担当市
障害福祉サービス事業者	(福) 湊明会	常務理事	小矢部市
	(福) マーシ園	統括施設長	南砺市
	(福) 手をつなぐとなみ野	常務理事	小矢部市
指定相談支援事業者	障がい者サポートセンターきらり	常務理事	砺波市
	地域活動支援センターとなみ野	管理者	砺波市
	地域活動支援センターひまわり	施設長	小矢部市
	わくわく小矢部相談支援事業所	管理者	小矢部市
	相談支援センターあい	所 長	南砺市
会長が必要と認める者	砺波圏域障害者基幹相談支援センター	センター長	事務局担当市
【事務局】			
市担当課	砺波市福祉市民部社会福祉課	課 長	事務局担当市
	砺波市福祉市民部社会福祉課	係 長	事務局担当市
	小矢部市民生部社会福祉課	課 長	事務局担当市
	小矢部市民生部社会福祉課	課長補佐	事務局担当市
	南砺市地域包括医療ケア部福祉課	課 長	事務局担当市
	南砺市地域包括医療ケア部福祉課	係 長	事務局担当市

(5) 委嘱

委員の委嘱は、任期満了の場合、3 市市長の連名で行います。異動等で退任された場合、後任の方が残任期間を受け持ってもらいます。

委員の確認は、任期切れ、異動等より毎年行います。確認は、富山福祉短大を除き、原則として関係機関所在の市が行います。

(6) 会長・副会長（2 年任期）

年度	会長	副会長
----	----	-----

～R4	砺波厚生センター所長	相談支援センターあい所長
R5、R6	マーシ園統括施設長（R5.6理事長就任）	地域活動支援センターとなみ野施設長
R7、R8	未定	未定

※ 副会長は、慣例により事務局担当市に所在する指定特定相談支援事業所の管理者等を選任しています。市の事業所が複数の場合は、次に事務局担当市が回ってきた時に、選任されていない事業所の管理者等を選任して、交代で副会長を担っていただきます。

(7) 本会議参加者

- ① 委員
- ② 事務局
- ③ 説明員（部会長、連絡会・委員会庶務）
- ④ 運営会議委員
- ⑤ 傍聴者

(8) 開催

年1回を原則とし、必要に応じて行います。

- ① 開催予定：5月下旬
- ② 開催準備
 - a 2月頃 資料作成依頼（本年度活動実績・次年度活動計画、本年度決算見込及び次年度予算）
 - b 3月下旬 委員等確認（部会長及び庶務）
 - c 4月中旬 3市及び基幹打合せ（3市障害福祉担当課長会議）
 - d 4月下旬 資料原稿締め切り
 - e 5月中旬 運営会議
 - f 5月下旬 本会議

③ 開催案内

事務局担当市が行います。

改選時は、会長が不在のため3市市長名で案内する。会長選任後は、会長名で案内します。必要な場合、派遣通知を当該委員の所属長に送付します。

(9) 協議事項例

- ① 報告事項
 - a 前年度活動実績及び本年度活動計画の報告について
 - b 協議会費用前年度決算及び本年度予算案について
 - c 基幹相談支援センター前年度事業報告及び本年度事業計画について
- ② 協議事項
 - a 協議会設置要綱の一部改正について
 - b 地域生活支援拠点等の運用状況の検証について
- ③ その他事項
 - a 本年度障害者就労施設等からの物品等調達推進方針及び前年度調達実績について

(10) 報告

本会議終了後、前年度に把握した地域課題及び協議した対策案等を会長名で砺波地域の市長へ報告します。(令和6年度設置要綱改正、令和7年度執行予定)

(11) 事務局

- ① 運営：砺波地域担当課長
- ② 庶務：協議会事務局担当市（2年交代）
- ③ 事務内容
 - a 委員委嘱
 - ア 委嘱者：3市市長
 - イ 委嘱事務：事務局担当市（委員確認、委嘱書作成・交付）
 - b 本会議
 - ア 司会：事務局担当市係長等
 - イ 次第作成：事務局担当市
 - ウ 資料作成：基幹相談支援センター
 - エ 開催通知：委員（事務局担当市）、その他（基幹相談支援センター）
 - C 協議会予算管理：事務局担当市（予算見積、予算執行、決算）

事務局担当市

年度	事務局
R5	砺波市
R6	
R7	小矢部市
R8	
R9	南砺市
R10	
R11	砺波市
R12	
R13	小矢部市
R14	

2 運営会議

(1) 協議内容

協議会の運営に関して及び福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を協議します。

多くの地域課題の中から最優先的に取り組むもの、中長期的に狙うものを決定します。協議する場合は、専門部会等の中から選択します。もし、適当な協議の場が無ければ新たな専門部会等を設置するなどの工夫をします。

(2) 所掌事項…設置要綱第7条第2項に規定する事項を所掌します。

- ① 地域課題とその対応に関すること。
- ② 専門部会等の調整に関すること。
- ③ 福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の協議に関すること。
- ④ 協議会全体の活動を評価し、そのあり方を検討し、運営体制の改善を調整すること。

(3) 委員…設置要綱第7条第3項に規定する行政と相談支援事業者を中心とした次のメンバーとします。

- ① 砺波地域担当課長及び職員
- ② 管轄厚生センター担当課長
- ③ 基幹相談支援センター
- ④ 障害児部会長、就労支援部会長、地域生活支援部会長
- ⑤ 障害児部会、就労支援部会、地域生活支援部会、相談支援事業所連絡会、サービス事業所連絡会、当事者委員会、権利擁護・虐待防止委員会、差別解消支援委員会の庶務を担当する基幹相談支援センター、委託相談支援事業者等

(4) 委員の確認

委員の確認は、毎年行います。専門部会長及び庶務は、基幹相談支援センターが行います。他の委員は、事務局担当市行います。

(5) 委員例（令和6年度の例、任期R5.4.1～R7.3.31）

所 属	役 職	摘 要
富山県砺波厚生センター	次長・保健予防課長	
富山県砺波厚生センター小矢部支所	地域健康課長	
砺波市福祉市民部 社会福祉課	課 長	
砺波市福祉市民部 社会福祉課	係 長	
小矢部市民生部 社会福祉課	課 長	
小矢部市民生部 社会福祉課	課長補佐	
南砺市地域包括医療ケア部 福祉課	課 長	
南砺市地域包括医療ケア部 福祉課	係 長	
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	センター長	

砺波圏域障害者基幹相談支援センター	保 健 師	庶務
南砺市総合政策部こども家庭センター	副主幹	障害児部会長
ワークハウスとなみ野	サービス管理責任者	就労支援部会長
宿泊型自立訓練事業所 あすみる	サービス管理責任者	地域生活支援部会長
障がい者サポートセンターきらり	主任相談支援専門員	障害児部会庶務
地域活動支援センターとなみ野	相談支援専門員	就労支援部会庶務
相談支援センターあい	主任相談支援専門員	地域生活支援部会庶務
地域活動支援センターひまわり	相談支援専門員	当事者委員会庶務
わくわく小矢部相談支援事業所	主任相談支援専門員	当事者委員会庶務

(6) 開催

本会議の協議事項や提出書類等の調整をするため、本会議の前(概ね2週間前)に行うとともに、必要に応じて行います。また、8月頃、11月頃は、相談支援従事者初任者・現任研修における協議会を学ぶ場とします。

① 開催予定：5月中旬、8月頃、11月頃

(7) 協議事項例

① 5月中旬(本会議前)

- a 本会議(日時・場所、次第、報告等の内容、その他)について
- b その他

② 8月頃

- a 部会・連絡会・委員会の活動状況及び今後の予定について
- b 福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築について
- c その他

③ 11月頃

- a 部会・連絡会・委員会の活動状況及び今後の予定について
- b 日中サービス支援型グループホームの評価について
- c その他

(8) 事務局

① 運営：事務局担当市

② 庶務：基幹相談支援センター

③ 事務内容

- a 司会：事務局担当市係長等
- b 次第作成：事務局担当市
- c 資料作成：基幹相談支援センター
- d 開催通知：厚生センター・3市(事務局担当市)
部会長・庶務等(基幹相談支援センター)

3 専門部会等

(1) 設置

砺波地域は、設置要綱第8条の規定に基づき、(3)の専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を協議会に置きます。

(2) 所掌事項

専門部会等は砺波地域障害者自立支援協議会専門部会等設置要綱（以下「専門部会等設置要綱」という。）第2条に規定する事項を所掌します。

- ① 地域課題の抽出・分析及び協議会への報告に関する事。
- ② 課題解決のための調査研究に関する事。
- ③ 地域課題に対する取り組みや研修会の実施に関する事。
- ④ 地域課題の対応策の検討に関する事。

また、運営会議から与えられた課題や専門部会等で把握した課題について、期限を決めて計画的に調査・協議を重ね、運営会議や本会議にその結果を報告（提案）します。

情報共有や単なる議論の場で無いことを意識して運営します。

(3) 専門部会・連絡会・委員会

専門部会	障害児部会 就労支援部会 地域生活支援部会
連絡会	相談支援事業所連絡会 サービス事業所連絡会
委員会	当事者委員会 権利擁護・虐待防止委員会 差別解消支援委員会

① 障害児部会

a 審議事項

- ア 障害児等に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害児等の支援の連携に関する事。
- ウ 医療的ケア児支援の関係機関による協議の場に関する事。
- エ 障害児(医療的ケア児を含む)の支援の推進に資する取り組みの実施に関する事。
- オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

b 構成員（令和6年度の例）

所 属	役 職	摘 要
南砺市総合政策部こども家庭センター	副主幹	部会長
わらび学園	児童指導員	
放課後等デイサービスステップハウスステップ 福光店	施設長	

砺波厚生センター保健予防課地域保健班	保健師	
富山県立となみ総合支援学校	教諭	
富山県立となみ東支援学校	特別支援教育コーディネーター	
富山県立砺波学園	保育士	
砺波市福祉市民部健康センター	主査	
南砺市地域包括医療ケア部健康課	保健師	
南砺市訪問看護ステーション	作業療法士	
砺波市福祉市民部社会福祉課	社会福祉士	
砺波市教育委員会こども家庭センター	社会福祉士	
小矢部市民生部こども家庭課	主任	
南砺市地域包括医療ケア部福祉課	主事	
障がい者サポートセンターきらり	主任相談支援専門員	庶務

c 開催

部会で話し合い、課題に応じて、毎月または2月に1回の定期的で開催します。

② 就労支援部会

a 審議事項

- ア 障害者等の就労に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関すること。
- イ 障害者等の就労の支援の連携に関すること。
- ウ 障害者の就労推進に資する取り組みの実施に関すること。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 構成員（令和6年度の例）

所 属	役 職	摘要
ワークハウスとなみ野	サービス管理責任者	部会長
手をつなぐとなみ野砺波事業所福祉作業所庄川	サービス管理責任者	
砺波公共職業安定所	上席職業指導官	
砺波障害者就業・生活支援センター	主任就業支援ワーカー	
富山県立となみ総合支援学校	進路指導主事	
マーシ園八乙女	主任職業指導員	
トライ工房	目標工賃達成指導員	
リハスワーク砺波	サービス管理責任者	
小矢部市社会福祉課	主任 保健師	
地域活動支援センターとなみ野	相談支援専門員	庶務

c 開催

部会で話し合い、課題に応じて、毎月または2月に1回の定期的で開催します。

③ 地域生活支援部会

a 審議事項

- ア 障害者等の地域生活に係る課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関すること。
- イ 障害者等の地域生活の支援の連携に関すること。
- ウ 障害者の地域生活の支援に資する取り組みの実施に関すること。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 構成員（令和6年度の例）

所 属	役 職	摘要
宿泊型自立訓練事業所あすみる	サービス管理責任者	部会長
砺波厚生センター保健予防課地域保健班	保健師	
富山県立砺波学園	主任	
国立病院機構北陸病院	医療社会事業専門員	
多機能型事業所溪明園めるへん	サービス管理責任者	
たびだちの会グループホーム	生活支援員	
福祉作業所あけぼの第二	サービス管理責任者	
多機能型事業所花椿かがやき	サービス管理責任者	
マーシ園八乙女	サービス管理責任者	
南砺市地域包括医療ケア部福祉課	主任	
相談支援センターあい	主任相談支援専門員	庶務

c 開催

部会で話し合い、課題に応じて、毎月または2月に1回の定期的で開催します。

④ 相談支援事業所連絡会

a 審議事項

- ア 相談支援事業におけるニーズから見える地域課題や対応の現状の収集に関すること。
- イ 地域課題解決のための調査研究及び対応策に関すること。
- ウ 困難事例の検討に関すること。
- エ 相談支援専門員の資質向上に関すること。
- オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 構成員

参加を希望した相談支援事業所（毎年、参加を確認）

c 開催

- ア 精神科病院と相談支援事業所等との連絡会（年1回）

- イ 個別ケア検討会集合型（年3回）
- ウ 会議（適宜）
- エ 研修（適宜）

⑤ サービス事業所連絡会

a 審議事項

- ア 障害福祉サービスの提供に関する活動内容の共有や課題把握に関すること。
- イ 現場職員等の資質向上に関すること。
- ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 構成員

参加を希望したサービス事業所（毎年、参加を確認）

c 開催

- ア 会議（適宜）
- イ 研修（適宜）

⑥ 当事者委員会

a 審議事項

- ア 砺波地域で生活する障害者等の意向等の把握に関すること。
- イ 当事者の意見等を発表する場に関すること。
- ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 委員（令和6年度の例）

所 属	役 職	摘要
障がい者サポートセンターきらり	相談支援専門員	
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	相談支援専門員	
砺波市福祉市民部社会福祉課	副主幹／係長	
相談支援センターあい	主任相談支援専門員	
地域活動支援センターとなみ野	相談支援専門員	
地域活動支援センターひまわり	相談支援専門員	庶務
わくわく小矢部相談支援事業所	主任相談支援専門員	庶務

c 開催

委員会で話し合い、課題に応じて、毎月または2月に1回の定期的に行います。

⑦ 権利擁護・虐待防止委員会

a 審議事項

- ア 砺波地域の権利擁護や虐待に関する情報の共有に関すること。

- イ 砺波地域の権利擁護や虐待に関する地域課題の把握に関すること。
- ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 委員（令和6年度の例）

所 属	役 職	摘要
砺波市福祉市民部社会福祉課	主査	
小矢部市民生部社会福祉課	主任	議長
南砺市地域包括医療ケア部福祉課	副主幹	
NPO法人となみ野後見福祉会	理事	
(福)砺波市社会福祉協議会地域福祉課	主査	
(福)小矢部市社会福祉協議会総務地域課総務地域係	主任	
(福)南砺市社会福祉協議会地域福祉課福祉サービス係	主任	
地域活動支援センターとなみ野	主任／相談支援専門員	
地域活動支援センターひまわり	相談支援専門員	
NPO法人わくわく小矢部	副理事長	
相談支援センターあい	副主幹／相談支援専門員	
障がい者サポートセンターきらり	主任相談支援専門員	
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	相談支援専門員	庶務

c 開催

砺波圏域内における障害児者の権利侵害及び障害者虐待等の前年度実態把握、個別ケース検討会、障害福祉施設従事者等の権利擁護・虐待防止に関する研修会の概ね3回とします。

⑧ 障害者差別解消支援委員会

a 審議事項

障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」として設置します。必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行います。

- ア 障害を理由とする差別の解消の推進に資する相談事例の共有や取組に関すること。
- イ 当事者の障害を理由とする差別の解消の推進に関する意見等を発表する場に関すること。
- ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

b 委員（令和6年度の例）

所 属	役 職	摘要
富山福祉短期大学	教 授	
富山県砺波厚生センター保健予防課地域保健班	班長	
小矢部市教育委員会教育総務課	課長補佐	
富山地方法務局砺波支局	支局長補佐	
砺波人権擁護委員協議会	会 長	

砺波労働基準監督署	監督・安衛課長	
ハローワーク砺波	統括職業指導官	
(福)南砺市社会福祉協議会地域福祉課福祉サービス係	主任	
砺波市福祉市民部地域包括支援センター	社会福祉士	
砺波市手をつなぐ育成会	会 長	
砺波地域障害者自立支援協議会当事者委員会	代 表	
	代 表	
	代 表	
地域活動支援センターとなみ野	相談支援専門員	
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	相談支援専門員	
砺波市福祉市民部社会福祉課	係 長	
小矢部市民生部社会福祉課	課長補佐	庶務(3市持ち回り)
南砺市地域包括医療ケア部福祉課	係 長	

c 開催

年1回を原則とします。

(4) 報告

① 開催報告

部会・連絡会・委員会の開催後、速やかに定められた様式「部会・委員会・連絡会開催報告書」で開催日時、開催場所、参加者、協議事項・実施事項、協議内容・実施内容を記載し、基幹相談支援センターを経由して運営会議の構成員へ提出します。

② 実績報告

年度終了後、定められた様式「活動実績報告書」に構成員、活動対象・地域課題、活動事項、活動内容、把握した地域課題を記載し、指示された期日までに基幹相談支援センターを経由して、本会議へ提出します。

③ 活動計画

年度初めに、定められた様式「活動計画報告書」に構成員、取り組む地域課題、活動事項、活動内容(予定)を記載し、指示された期日までに基幹相談支援センターを経由して本会議へ提出します。

(5) 部会長、庶務等

専門部会等	部会長等	庶 務
障害児部会	部会内で互選	相談支援事業所
就労支援部会	部会内で互選	相談支援事業所
地域生活支援部会	部会内で互選	相談支援事業所
相談支援事業所連絡会	—	基幹相談支援センター

サービス事業所連絡会	－	基幹相談支援センター
当事者委員会	－	相談支援事業所（2事業所）
権利擁護・虐待防止委員会	3市で毎年持ち回り（事務局市、差別解消担当市以外）	基幹相談支援センター
障害者差別解消支援委員会	－	3市で毎年持ち回り

① 部会長担当割

年度	障害児部会	就労支援部会	地域生活支援部会
R4	砺波学園	手をつなぐとなみ野	溪明園めるへん
R5	わらび学園	ワークハウスとなみ野	緑心会（あすみる）
R6	南砺市（こども家庭センター）	ワークハウスとなみ野	緑心会（あすみる）
R7	砺波市（こども家庭センター）		花椿
R8	小矢部市（こども家庭課）		花椿
R9	サービス事業所		手をつなぐとなみ野
R10	砺波学園		手をつなぐとなみ野
R11	わらび学園		マーシ園
R12			マーシ園
R13			たびだちの会
R14			たびだちの会
R15			溪明園
R16			溪明園

② 相談支援事業所 庶務担当割（令和4年2月3日 作成）

年度	就労支援	地域生活	障害児	当事者	当事者
R1	きらり	となみ野	あい	ひまわり	わくわく
R2					
R3					
R4	ひまわり	きらり	わくわく	となみ野	あい
R5					
R6	となみ野	あい	きらり	わくわく	ひまわり
R7					
R8	わくわく	ひまわり	あい	きらり	となみ野
R9					
R10	きらり	となみ野	ひまわり	あい	わくわく
R11					
R12	あい	わくわく	となみ野	ひまわり	きらり
R13					

③ 3市 担当割

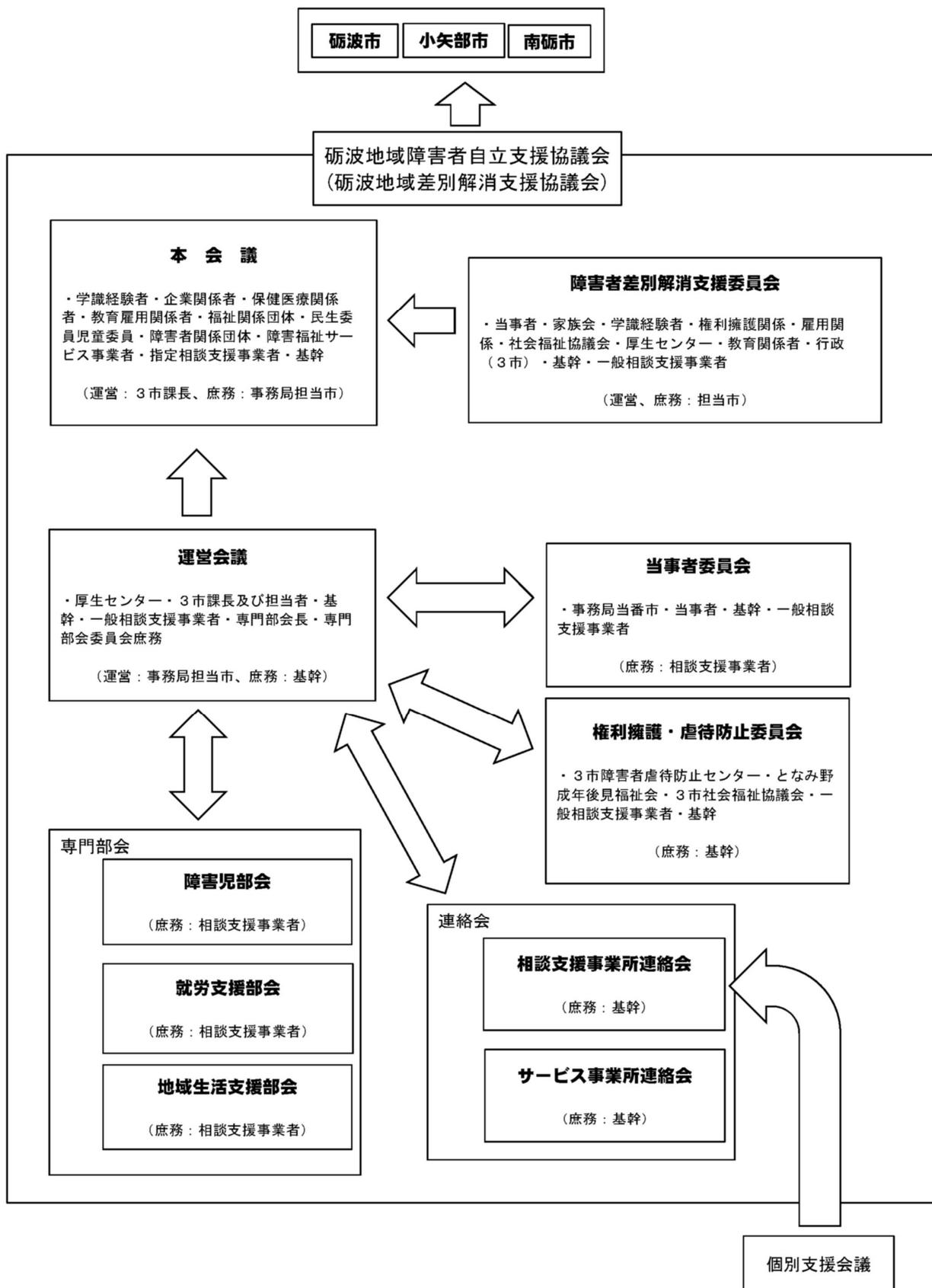
年度	差別解消委員会庶務	就労支援部会参加	地域生活支援部会参加	障害児部会参加	当事者委員会参加	権利擁護・虐待防止委員会参加
R2	南砺市	小矢部市	南砺市	3市		3市
R3	砺波市	砺波市	小矢部市	3市		3市
R4	小矢部市	砺波市	小矢部市	3市	南砺市	3市
R5	南砺市	小矢部市	南砺市	3市	砺波市	3市
R6	小矢部市	小矢部市	南砺市	3市	砺波市	3市
R7	砺波市				小矢部市	
R8	南砺市				小矢部市	
R9	小矢部市				南砺市	
R10	砺波市				南砺市	
R11	南砺市				砺波市	
R12	小矢部市				砺波市	
R13	砺波市				小矢部市	

(6) 部会員等任命（任期R5.4.1～R7.3.31）

専門部会等	任命者	任命事務 (部会員等確認、任命書作成・交付)
障害児部会	協議会長	基幹相談支援センター
就労支援部会		
地域生活支援部会		
当事者委員会		
権利擁護・虐待防止委員会		
障害者差別解消支援委員会		事務局担当市

4 ネットワーク体制

令和6年度砺波地域障害者自立支援協議会ネットワーク体制



砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱

(設 置)

第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下、「砺波地域」という。）の障害児者及びその家族（以下「障害者等」という。）の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、砺波地域における良好な支援体制の整備を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者等の支援体制における地域課題の把握及び解決策の検討に関すること。
- (2) 障害者等の支援における困難事例への対応に関すること。
- (3) 関係機関の連絡調整及び連携等のネットワークの構築に関すること。
- (4) 関係機関や支援者の研修の企画及び運営に関すること。
- (5) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (6) 障害者の権利擁護に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (8) 砺波地域生活支援拠点等整備事業の運用状況の検証及び検討に関すること。
- (9) その他砺波地域及び協議会が必要と認めた事項に関すること。

(委 員)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから関係市の協議により選任する。

- (1) 障害福祉に関する相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障害者関係団体
- (7) 学識経験者
- (8) 民生委員児童委員
- (9) 福祉関係団体
- (10) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を副会長にて代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後最初の協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会の円滑な運営のため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地域課題とその対応に関すること。
 - (2) 専門部会等の調整に関すること。
 - (3) 福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の協議に関すること。
 - (4) 協議会全体の活動を評価し、そのあり方を検討し、運営体制の改善を調整すること。
- 3 運営会議は、関係市担当課長及び職員、管轄厚生センター担当課長、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター、第8条に規定する専門部会等の部会長等及び庶務を担当する委託相談支援事業者で組織する。

(専門部会等)

第8条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会等は、会長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 専門部会等に部会長などの部会等を代表する者（以下「部会長等」という。）を置き、当該専門部会等に属する部会員等の互選によってこれを定める。
- 4 専門部会等は、部会長等が招集し、その議長となる。
- 5 専門部会等は、関係機関等の出席を求め必要に応じて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員及び協議会に出席した者は、正当な理由なく、協議会へ参画したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

(庶 務)

第10条 協議会の庶務は、砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに基幹相談支援センターにおいて処理する。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に就任する委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成28年12月22日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月30日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日)

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月9日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

砺波地域障害者自立支援協議会専門部会等設置要綱

(設置目的)

第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下「砺波地域」という。）は、砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条の規定に基づき、専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を次条に掲げるとおり砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に置く。

(専門部会等の所掌事項)

第2条 専門部会等は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域課題の抽出・分析及び協議会への報告に関する事。
- (2) 課題解決のための調査研究に関する事。
- (3) 地域課題に対する取り組みや研修会の実施に関する事。
- (4) 地域課題の対応策の検討に関する事。

(設置する専門部会等及び審議する事項)

第3条 設置する専門部会等及び審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 障害児部会

- ア 障害児等に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害児等の支援の連携に関する事。
- ウ 医療的ケア児支援の関係機関による協議の場に関する事。
- エ 障害児(医療的ケア児を含む)の支援の推進に資する取り組みの実施に関する事。
- オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(2) 就労支援部会

- ア 障害者等の就労に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害者等の就労の支援の連携に関する事。
- ウ 障害者の就労推進に資する取り組みの実施に関する事。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(3) 地域生活支援部会

- ア 障害者等の地域生活に係る課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害者等の地域生活の支援の連携に関する事。
- ウ 障害者の地域生活の支援に資する取り組みの実施に関する事。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(4) 相談支援事業所連絡会

- ア 相談支援事業におけるニーズから見える地域課題や対応の現状の収集に関する事。
- イ 地域課題解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- ウ 困難事例の検討に関する事。
- エ 相談支援専門員の資質向上に関する事。
- オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(5) サービス事業所連絡会

- ア 障害福祉サービスの提供に関する活動内容の共有や課題把握に関する事。
- イ 現場職員等の資質向上に関する事。

ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(6) 当事者委員会

ア 砺波地域で生活する障害者等の意向等の把握に関すること。

イ 当事者の意見等を発表する場に関すること。

ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(7) 権利擁護・虐待防止委員会

ア 砺波地域の権利擁護や虐待に関する情報の共有に関すること。

イ 砺波地域の権利擁護や虐待に関する地域課題の把握に関すること。

ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(8) 障害者差別解消支援委員会

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に資する相談事例の共有や取組に関すること。

イ 当事者の障害を理由とする差別の解消の推進に関する意見等を発表する場に関すること。

ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(専門部会等の委員)

第4条 専門部会等に属すべき委員（以下「部会員等」という。）は、協議会の会長が任命する。

(部会員等の任期)

第5条 部会員等の任期は、当該部会員等の指名の日から設置要綱第4条（委員の任期）の規定による協議会の委員の任期満了日までとする。

2 部会員等が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等及び副部会長等)

第6条 専門部会等に部会長、委員長（以下「部会長等」という。）及び副部会長、副委員長（以下「副部会長等」という。）を置く。

2 部会長等及び副部会長等は、次項で規定する方法により、部会員等のうちから選出することを基本とする。

3 部会長等は、部会員等の互選によりこれを定める。

4 副部会長等は、部会委員等のうちから部会長等が指名する。

5 部会長等は、専門部会等を代表し、会務を総理する。

6 副部会長等は、部会長等を補佐し、部会長等に事故があるとき又は部会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会等会議)

第7条 専門部会等の会議は、部会長等が招集し、その議長となる。

2 専門部会等は、必要があると認めるときは、専門部会等の会議に関係者を出席させることができる。

3 専門部会等の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 部会員等及び専門部会等に出席した者は、正当な理由なく、専門部会等へ参加したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。部会員等を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 専門部会等の庶務は、砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに基幹相談支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会等の運営に関し必要な事項は、専門部会等で協議の上定める。

附 則（令和2年6月30日）

（施行期日）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月9日）

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

部会・委員会・連絡会開催報告書

開催回	令和 年度	記録者	所属	
	第 回		氏名	
組織名	部会・委員会・連絡会			
開催日時	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分			
開催場所				
参加者 ※姓(所属)	代表		庶務	
協議事項 実施事項 ※No. 事項	(No.を付けて協議または実施した事項を箇条書きに記載する。)			
協議内容 実施内容	(協議事項・実施事項ごとに協議または実施した内容を記載する。)			
次回予定	日時	令和 年 月 日 () 時 分		
	場所			

令和 年度 活動実績報告書

組 織 名	部会・委員会・連絡会		
構 成 員	代表		庶務
※姓(所属)			
活動対象 地域課題	(活動の対象とした地域課題を記載する。)		
活動事項 ※No. 事項	(No.を付けて協議または実施した事項を箇条書きに記載する。)		
活動内容 (結果) ※No. 内容	(活動事項ごとに協議または実施した内容及び結果を記載する。)		
把握した 地域課題	(活動の結果、把握した地域課題を記載する。)		
備 考			

令和 年度 活動計画報告書

組 織 名	部会・委員会・連絡会		
構 成 員	代表		庶務
※姓(所属)			
取り組む 地域課題	(活動事項の元となる地域課題を記載する。)		
活動事項 ※No. 事項	(No.を付けて協議または実施する事項を箇条書きに記載する。)		
活動内容 (予定) ※No. 内容	(活動事項ごとに協議または実施を予定する活動内容を記載する。)		
備 考			

I. 地域生活支援拠点等の機能に関する評価指標 ～「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」より～

(a) 【コーディネーター】地域生活支援拠点等の運営を中心に担う職員の配置

評価項目	評価指標	取組状況（充足度）																																																																				
a コーディネーターの配置	a① コーディネーターを配置しているか ※コーディネーターとは、地域生活支援拠点等の運営を中心に担う職員として、次の機能・業務内容を担う者を想定しています。 【機能①】緊急時の支援が見込めない者を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能 【機能②】地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	<p>【○】配置している 【】配置していない</p> <p>◆確認事項1：コーディネーターの配置場所と配置人数（常勤・非常勤別）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">常勤</th> <th colspan="2">非常勤</th> </tr> <tr> <th>機能①</th> <th>機能②</th> <th>機能①</th> <th>機能②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 基幹相談支援センター</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 市町村障害者相談支援事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 指定相談支援事業所</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 拠点単独の事業所・事務室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域活動支援センターとなみ野、障がい者サポートセンターきらり、地域生活支援センターすまいる、地域活動支援センターひまわり、わくわく小矢部相談支援事業所、相談支援センターあい各1名</p> <p>◆確認事項2：コーディネーターの配置場所と配置人数（専従・兼務別）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">専従</th> <th colspan="2">兼務</th> </tr> <tr> <th>機能①</th> <th>機能②</th> <th>機能①</th> <th>機能②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 基幹相談支援センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2. 市町村障害者相談支援事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 指定相談支援事業所</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 拠点単独の事業所・事務室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		常勤		非常勤		機能①	機能②	機能①	機能②	1. 基幹相談支援センター		2			2. 市町村障害者相談支援事業					3. 指定相談支援事業所	6				4. グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所					5. 拠点単独の事業所・事務室						専従		兼務		機能①	機能②	機能①	機能②	1. 基幹相談支援センター				2	2. 市町村障害者相談支援事業					3. 指定相談支援事業所			6		4. グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所					5. 拠点単独の事業所・事務室				
		常勤		非常勤																																																																		
機能①		機能②	機能①	機能②																																																																		
1. 基幹相談支援センター		2																																																																				
2. 市町村障害者相談支援事業																																																																						
3. 指定相談支援事業所	6																																																																					
4. グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所																																																																						
5. 拠点単独の事業所・事務室																																																																						
	専従		兼務																																																																			
	機能①	機能②	機能①	機能②																																																																		
1. 基幹相談支援センター				2																																																																		
2. 市町村障害者相談支援事業																																																																						
3. 指定相談支援事業所			6																																																																			
4. グループホーム、障害者支援施設、宿泊型自立訓練等の事業所																																																																						
5. 拠点単独の事業所・事務室																																																																						
a② 配置している場合、コーディネーターとして期待される役割を担うことができているか	<p>【】十分できている 【○】一定程度できている 【】全くできていない</p> <p>◆確認事項：コーディネーター【機能①】が担っている業務内容（該当するものに○）</p> <p>【○】緊急時の支援が見込めない者の事前把握・登録 【○】常時の連絡体制の確保（コーディネーターが中心となって複数の機関等により常時の連絡体制を整備している場合を含む） 【○】緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応</p> <p>◆確認事項：コーディネーター【機能②】が担っている業務内容（該当するものに○）</p> <p>【】入所施設・病院からの地域移行ニーズの把握 【】在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握 【○】地域の体験宿泊先や緊急受入先の確保・開拓 【○】専門性を高めるための人材養成研修の企画・実施 【】地域移行・地域生活の継続支援のための関係機関・事業所による連携会議の開催 【○】地域生活支援拠点等の広報・周知</p>																																																																					

(b) 【相談機能1】緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有

評価項目	評価指標	取組状況（充足度）
b-01 緊急時の支援が見込めない障害者等の事前把握	b-01① 緊急時の支援が見込めない障害者等を拠点等として事前に把握しているか	<p>【】十分できている 【○】一定程度できている 【】全くできていない</p> <p>◆確認事項：事前に把握している対象者の状態像（該当するものに○）</p> <p>【】医療的ケアが必要な重症心身障害 【】遷延性意識障害 【】強度行動障害 【】高次脳機能障害 【】サービスの利用に繋がっていない障害者等 【○】その他（具体的に：サービス計画作成対象のうち緊急時の支援が見込めない者）</p>

b-02	事前把握した緊急時の支援が見込めない障害者等の登録・名簿管理	b-02①	緊急時の支援が見込めない障害者等の登録・名簿管理をしているか	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
		b-02②	事前把握した名簿の更新を行っているか	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
		b-02③	緊急時に対応するために必要な情報（障害者等の状態像、同居する家族の連絡先等）を適切に把握しているか	<input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない
b-03	事前把握した緊急時の支援が見込めない障害者等の名簿の「緊急時の受け入れ・対応」について実施機関との間で情報共有	b-03①	「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関との間で情報共有をしているか	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一定程度実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
		b-03②	個別事例ごとに、緊急時の対応の仕方や協力機関が決められていて、障害者等・家族・関係機関等と共有されているか	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
		b-03③	緊急時に利用する機関がある場合に、平時において障害者等・家族がその機関を見学、体験利用等を行っているか	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
b-04	事前把握していない障害者等への緊急時の対応の準備について	b-04①	事前把握していない障害者等について、緊急時の対応が必要になった際に、支援できる体制について検討・準備しているか	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
		b-04②	障害福祉サービスの支給決定を受けていない障害者について、緊急時の対応が必要になった際に、市町村長が「やむを得ない理由による措置」に基づき支援できる体制について検討・準備しているか	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
b-05	複数法人が拠点機能を担う場合の指揮命令系統の構築について	b-05①	緊急時対応の場合において、必要に応じて市町村による対応指示が行われる体制を確保するなど、指揮命令系統を確保しているか	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない

(c) 【相談機能2】把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保

評価項目	評価指標	取組状況（充足度）										
c-01 拠点等として「相談」の実施機関の位置付け	c-01① 拠点等として「相談」を行う実施機関を位置付けているか	<input type="checkbox"/> 位置付けている <input type="checkbox"/> 位置付けていない ◆確認事項：拠点等における「相談機能」の実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置数（箇所）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 基幹相談支援センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 市町村障害者相談支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 指定相談支援事業所</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>4. その他の事業所又は機関</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		設置数（箇所）	1. 基幹相談支援センター		2. 市町村障害者相談支援事業		3. 指定相談支援事業所	6	4. その他の事業所又は機関	
			設置数（箇所）									
1. 基幹相談支援センター												
2. 市町村障害者相談支援事業												
3. 指定相談支援事業所	6											
4. その他の事業所又は機関												
c-02 拠点等の「相談」の実施機関における緊急時の相談体制の確保	c-02① 24時間の相談体制を確保しているか	<input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない ◆確認事項1：体制の確保方法（該当するものに○） <input type="checkbox"/> 単独の相談支援事業所による体制 <input type="checkbox"/> 複数の相談支援事業所による体制 <input type="checkbox"/> グループホーム等との連携による体制 ◆確認事項2：対象者の範囲（該当するものに○） <input type="checkbox"/> 法定サービス（自立生活援助・地域定着支援）の障害者等 <input type="checkbox"/> 対象区域のうち事前に登録した全て又は一部の障害者等（法定サービスの対象者を除く） <input type="checkbox"/> 対象区域全ての障害者等（法定サービスの対象者以外） <input type="checkbox"/> サービス計画作成対象の障害者のうち緊急時の支援が見込めない障害者等										
		c-03① 拠点等において「相談」に関わる実施体制の人員に不足はないか <input type="checkbox"/> 人員体制は充足している <input type="checkbox"/> 人員体制は不足している ◆確認事項：実施体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		人数								
	人数											
c-03 拠点等において「相談」に関わる実施体制	c-03① 拠点等において「相談」に関わる実施体制の人員に不足はないか	<input type="checkbox"/> 人員体制は充足している <input type="checkbox"/> 人員体制は不足している ◆確認事項：実施体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		人数								
	人数											

				1. 「相談」に関わる職員数	6
				2. (うち) 相談支援専門員の人数	6
		c-03②	緊急的な相談について必要に応じて緊急受入や緊急訪問、関係機関につなげるなど、適切に対応ができていますか	<input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない	

(d) 【緊急時の受け入れ・対応】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時の受け入れ先の確保

評価項目		評価指標		取組状況 (充足度)		
d-01	緊急時の連絡調整のルール策定	d-01①	「緊急時」の該当基準や要支援者の受入基準を策定し、実施機関に周知しているか	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
		d-01②	「緊急時」に適切に対応するためのマニュアルやフローチャートを策定し、実施機関に周知しているか	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
d-02	拠点等として「緊急時の受け入れ・対応」の実施体制	d-02①	「緊急時の受入・対応」の機関は十分に確保しているか	<input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない		
				◆確認事項1：要支援者の受け入れ要請の相談受付件数		
					1月の件数	延件数
				要支援者の受け入れ要請の相談受付件数	0	0
				◆確認事項2：拠点等として確保している空室の数(空室の合計は受入可能人数の目安)		
	箇所数の合計	空室の合計(室)				
	1. 短期入所事業所	7	8			
	2. グループホーム					
	3. 障害者支援施設					
	4. 宿泊型自立訓練					
	5. その他(マンション等)					
◆確認事項3：拠点等として緊急時対応を行う事業所						
	箇所数の合計					
	1. 訪問系サービス事業所		0			
	2. その他の事業所()		0			
d-03	自拠点等での受け入れ困難時に備えた他事業所(拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関でない事業所)との連携体制の確保	d-03①	自拠点等での受け入れ困難時に備えた他事業所(拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関でない事業所)との連携体制を確保しているか	<input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない		
		d-03②	自拠点等で受入困難時の連携している事業所の担当者及び連絡先を把握し、事業所内で共有しているか	<input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない		
		d-03③	当該事業所において、受け入れ対応が可能(又は困難)な障害者等の状態像を把握しているか	<input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない		

(e) 【地域移行のニーズ把握】 障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握

評価項目		評価指標		取組状況 (充足度)	
入所施設・精神科病院等からの地域移行に係るニーズ	e-01①	入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行について、ニーズの把握活動を定期的に行っているか	<input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない		

の把握活動について（１）			<p>◆確認事項：実施した地域移行のニーズ調査（該当するものに○）</p> <p>【○】入所施設に入居している障害者等の数の把握</p> <p>【○】精神科病院に長期入院している障害者等の数の把握</p> <p>【○】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場への参画</p>
入所施設・精神科病院等からの地域移行に係るニーズの把握活動について（２）	e-02①	入所・入院中の障害者等一人ひとりの地域移行のニーズについて、本人のもとへ訪問して面接する等を行い、コーディネーター【機能②】が中核となって収集しながら計画相談の相談員が適切に把握しているか。また、地域移行支援等、地域移行や移行後の生活を支える社会資源等について説明を行っているか。	<p>【 】十分できている</p> <p>【 】一定程度できている</p> <p>【○】全くできていない</p> <p>◆確認事項：把握した体験利用のニーズ（該当するものに○）</p> <p>【 】グループホームの体験宿泊等</p> <p>【 】親元等からの自立や、一人暮らしに向けた体験宿泊等</p> <p>【 】緊急時の対応を想定した、平時において行うグループホーム等の体験宿泊等</p> <p>【 】通所事業所の体験利用</p>
在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握	e-03①	在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズをコーディネーター【機能②】等が把握しているか	<p>【 】十分できている</p> <p>【 】一定程度できている</p> <p>【○】全くできていない</p> <p>◆確認事項：把握した体験利用のニーズ（該当するものに○）</p> <p>【 】グループホームの体験利用</p> <p>【 】親元等からの自立や、一人暮らしに向けた体験宿泊等</p> <p>【 】緊急時の対応を想定した体験利用</p> <p>【 】通所事業所の体験利用</p>

(f)【体験の機会・場の確保】把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施

評価項目		評価指標		取組状況（充足度）																			
f-01	拠点等として「体験の機会・場」の確保	f-01①	拠点等として「体験の機会・場」を確保しているか	<p>【 】十分できている</p> <p>【○】一定程度できている</p> <p>【 】全くできていない</p> <p>◆確認事項１：「体験の機会・場」に関する実施機関の体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>箇所数の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.短期入所事業所</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>2.グループホーム</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3.宿泊型自立訓練</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.通所事業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.障害児関連の事業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.その他（ ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◆確認事項２：対象者の範囲（該当するものに○）</p> <p>【○】グループホームの体験利用</p> <p>【 】一人暮らしに向けた体験宿泊</p> <p>【○】緊急時の対応を想定した体験利用</p> <p>【 】通所事業所の体験利用</p>		箇所数の合計	1.短期入所事業所	7	2.グループホーム	1	3.宿泊型自立訓練		4.通所事業所		5.障害児関連の事業所		6.その他（ ）						
			箇所数の合計																				
1.短期入所事業所	7																						
2.グループホーム	1																						
3.宿泊型自立訓練																							
4.通所事業所																							
5.障害児関連の事業所																							
6.その他（ ）																							
f-01②	確保している場合、対象となる利用者の範囲・場所はニーズに照らして十分なものとなっているか ※希望者数・（うち）待機者数を確認することにより、体験利用・体験宿泊について対応できたニーズ、対応できなかったニーズを把握します。	<p>【 】十分できている</p> <p>【 】一定程度できている</p> <p>【○】全くできていない</p> <p>◆確認事項：把握した体験利用のニーズと拠点等における実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>体験利用の希望者数</th> <th>（うち）待機者数</th> <th>実際の利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.グループホームの体験利用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.一人暮らしに向けた体験宿泊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.緊急時の対応を想定した体験利用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.通所事業所の体験利用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		体験利用の希望者数	（うち）待機者数	実際の利用者数	1.グループホームの体験利用				2.一人暮らしに向けた体験宿泊				3.緊急時の対応を想定した体験利用				4.通所事業所の体験利用				
	体験利用の希望者数	（うち）待機者数	実際の利用者数																				
1.グループホームの体験利用																							
2.一人暮らしに向けた体験宿泊																							
3.緊急時の対応を想定した体験利用																							
4.通所事業所の体験利用																							

f-02	地域の体験 宿泊先の確 保・開拓	f-02①	コーディネーター【機能②】を中心として活用可能な空き家・公民館等、障害福祉サービス事業所以外の社会資源の開拓をしているか	<input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない
				◆確認事項：直近1年間で新たに設けた体験宿泊先

(g)【専門的人材の確保・養成】専門性の確保に向けた取組の実施

	評価項目	評価指標	取組状況（充足度）
g-01	専門性を高めるための人材養成研修のニーズの把握及び実施	g-01①	専門的な人材の確保・養成のニーズを把握しているか <input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない
		g-01②	専門的な人材の確保・養成の研修を実施しているか <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> ニーズは把握していたが実施には至らなかった <input type="checkbox"/> ニーズがなかったので実施しなかった <input type="checkbox"/> 実施していない ◆確認事項：拠点等の実施機関が実施している研修例（該当するものに○） <input type="checkbox"/> 強度行動障害への対応 <input type="checkbox"/> 医療的ケアが必要な人への対応 <input type="checkbox"/> ひきこもりへの対応 <input type="checkbox"/> その他支援が困難な人への対応
g-02	拠点等の実施機関からのニーズを踏まえた外部研修の活用又は受講推奨	g-02①	外部研修の情報収集や受講の勧奨を行っているか <input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない ◆確認事項：具体的な取組内容
		g-02②	収集した研修の情報を地域の関係機関等に情報提供しているか <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない

(h)【地域の体制づくり】地域生活の安心の確保と地域生活への移行と継続を支援するための地域の体制づくりの実施

	評価項目	評価指標	取組状況（充足度）						
h-01	緊急時の受け入れ・対応のための取り組み	h-01①	コーディネーター【機能②】が中心となって、緊急時の受け入れや対応に関することを協議するための関係機関・事業所による連携会議等を実施しているか <input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない						
		h-01②	連携会議等において、緊急時の受け入れ・対応について対応できた事例や対応しきれなかった事例、地域課題等について取り扱われているか <input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない						
h-02	地域移行・地域生活の継続支援のための取組	h-02①	コーディネーター【機能②】が中心となって、入所・入院等からの地域移行に関することを協議するための関係機関・事業所による連携会議を実施しているか <input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない						
		h-02②	連携会議等において、入所・入院中等からの地域移行について対応できた事例や対応しきれなかった事例、地域課題等について取り扱われているか <input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない						
h-03	共通事項	h-03①	地域の協力機関数が十分か。ニーズに対して地域の社会資源等が不足している場合に、協力依頼して登録事業所を増やす等、対応を図っているか <input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない						
		h-03②	地域体制強化共同支援加算を算定しているか <input type="checkbox"/> 算定している <input type="checkbox"/> 算定していない ◆確認事項：地域体制強化共同支援加算の算定状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1. 地域体制強化共同支援加算の算定事業者数</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20%;">事業所/年</td> </tr> <tr> <td>2. 地域体制強化共同支援加算の算定回数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>回/年</td> </tr> </table>	1. 地域体制強化共同支援加算の算定事業者数	0	事業所/年	2. 地域体制強化共同支援加算の算定回数	0	回/年
		1. 地域体制強化共同支援加算の算定事業者数	0	事業所/年					
2. 地域体制強化共同支援加算の算定回数	0	回/年							
h-03③	地域生活支援拠点等として取り組んでいる、独自の活動や取り組みがあるか <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない								

				<p>◆地域生活支援拠点等として取り組んでいる、独自の活動や取り組み、特色等<自由記述></p> <p>○拠点等の整備運営に関するガイドラインの作成</p>
--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------

II. 地域生活支援拠点等の運営状況に関する評価指標

(i) 【地域生活支援拠点等の運営状況】 地域住民に対する周知・広報ならびに関係機関との連携体制の構築

評価項目		評価指標		取組状況（充足度）
i-01	地域住民に対する拠点等の存在・役割の広報・周知	i-01①	拠点等に位置づけられている事業所名や相談窓口等を利用者等及び地域住民（学校関係者・保護者を含む）に幅広く周知しているか	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない ◆確認事項：周知方法（該当するものにチェック） <input type="checkbox"/> 拠点等のホームページに掲載 <input type="checkbox"/> 市町村の広報誌への掲載 <input type="checkbox"/> 役所の相談窓口において紹介 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ）
		i-02	市町村（整備主体）の役割	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
i-03	関係機関との連携状況（拠点等に位置づけられている機関同士の有機的な連携、拠点等以外の機関との連携を含む）	i-03①	地域生活支援拠点等の運営について、コーディネーターと市町村担当者が密に連絡を取り合い、官民協働で取り組んでいる実感があるか	<input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない
		i-03②	前記①のコーディネーターと担当者を含めて、拠点等の運営について企画・検討する際に、圏域内で中核となる機関や人と協力体制を作り、コアメンバーを形成して協議できているか	<input type="checkbox"/> 十分できている <input type="checkbox"/> 一定程度できている <input type="checkbox"/> 全くできていない

砺波圏地域生活支援拠点等登録事業所リスト

令和5年8月1日現在

市名	No.	事業所名	事業所番号	所在地	電話番号	法人名	事業の種類	担う機能					認定日	備考
								①	②	③	④	⑤		
砺波市	1	CH-5グループホームCHance	1610800201	砺波市神島101-2	0763-33-6880	株式会社 CH-5	指定短期入所 (空床型)	○	○			R4.4.1		
	2	CH-5グループホームCHance	1620800043	砺波市神島101-2	0763-33-6880	株式会社 CH-5	指定共同生活援助		○			R4.4.1		
	3	地域活動支援センターとなみ野	1630800025	砺波市出町中央13-1	0763-23-6540	社会福祉法人 たびたちの会	指定一般相談支援	○	○			R4.4.1		
	4	地域活動支援センターとなみ野	1630800025	砺波市出町中央13-1	0763-23-6540	社会福祉法人 たびたちの会	指定特定相談支援	○	○			R4.4.1		
	5	地域活動支援センターとなみ野	1670800034	砺波市出町中央13-1	0763-23-6540	社会福祉法人 たびたちの会	指定障害児相談支援	○	○			R4.4.1		
	6	障がい者サポートセンターきらり	1630800017	砺波市幸町1-7	0763-33-1552	社会福祉法人 溪明会	指定一般相談支援	○	○			R4.4.1	R5.8.1変更	
	7	障がい者サポートセンターきらり	1630800017	砺波市幸町1-7	0763-33-1552	社会福祉法人 溪明会	指定特定相談支援	○	○			R4.4.1	R5.8.1変更	
	8	障がい者サポートセンターきらり	1630800018	砺波市幸町1-7	0763-33-1552	社会福祉法人 溪明会	指定障害児相談支援	○	○			R4.4.1	R5.8.1変更	
	1	地域生活支援センターすまいる	1630900023	小矢部市綾子5596	0766-68-3820	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	指定特定相談支援	○	○			R4.6.1		
	2	わくわく小矢部相談支援事業所	1630900064	小矢部市新富町4-1	0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	指定一般相談支援	○	○			R4.7.1		
3	わくわく小矢部相談支援事業所	1630900064	小矢部市新富町4-1	0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	指定特定相談支援	○	○			R4.7.1			
4	わくわく小矢部相談支援事業所	1670900024	小矢部市新富町4-1	0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	指定障害児相談支援	○	○			R4.7.1			
5	地域活動支援センターひまわり	1670900015	小矢部市植生1476	0766-67-7340	社会福祉法人 黎明の郷	指定一般相談支援	○	○			R5.4.1			
6	地域活動支援センターひまわり	1630900015	小矢部市植生1476	0766-67-7340	社会福祉法人 黎明の郷	指定特定相談支援	○	○			R5.4.1			
7	地域活動支援センターひまわり	1670900016	小矢部市植生1476	0766-67-7340	社会福祉法人 黎明の郷	指定障害児相談支援	○	○			R5.4.1			
8	障害者支援施設 溪明園からまつ	1610900019	小矢部市論田8	0766-68-0363	社会福祉法人 溪明会	指定短期入所 (空床型)		○			R5.8.1			
9	障害者支援施設 溪明園あすなろ	1610900084	小矢部市論田8	0766-68-0363	社会福祉法人 溪明会	指定短期入所 (空床型)		○			R5.8.1			
10	日中サービス支援型ホームごごみ	1610900118	小矢部市石動町18-11	0766-50-8131	社会福祉法人 溪明会	指定短期入所 (併設型)		○			R5.8.1			
南砺市	1	マーシ園木の香	1612000032	南砺市谷142	0763-82-6000	社会福祉法人 マーシ園	指定短期入所 (空床型+併設型)	○				R4.4.1		
	2	相談支援センターあい	1632000012	南砺市院林82-1	0763-22-3535	社会福祉法人 マーシ園	指定一般相談支援	○	○			R4.4.1		
	3	相談支援センターあい	1632000012	南砺市院林82-1	0763-22-3535	社会福祉法人 マーシ園	指定特定相談支援	○	○			R4.4.1		
	4	相談支援センターあい	1632000013	南砺市院林82-1	0763-22-3535	社会福祉法人 マーシ園	指定障害児相談支援	○	○			R4.4.1		
	5	障害者支援施設花椿 あおぞら	1612000198	南砺市蛇喰1302	0763-64-8880	社会福祉法人 溪明会	指定短期入所 (空床型+併設型)		○			R5.8.1		
	6	障害者支援施設花椿 きらめき	1612000024	南砺市蛇喰1302	0763-64-8880	社会福祉法人 溪明会	指定短期入所 (空床型+併設型)		○			R5.8.1		
		砺波圏障害者基幹相談支援センター	-	砺波市幸町1-7	0763-33-6252				○	○		登録ではなく業務委託		

※担う機能：①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり